

えいとうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線 430

令和6年度 やまがた美味しいカーニバル 農産物フリーマーケット参加者募集！

- ① 目的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日時 令和6年10月19日（土） 10：00～
- ③ 場所 県民ふれあい広場 芝生広場（霞城公園東大手門の東側）
（「山形市認定農業者連絡協議会」でブース確保）
- ④ 内容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申込 令和6年8月30日（金）まで電話でお願いします。
- ⑥ 留意点
 - ・電気をご使用の際は、発電機等で各自対応いただくことになります。
 - ・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
 - ・出店料は無料です。テント、長机、椅子はこちらをご用意しております。

【申込・問い合わせ】

山形市認定農業者連絡協議会事務局
（山形市農政課 就農・経営支援係）
TEL：641-1212（内線430）

若手農業者、新規就農者等へ引き継ぐ農地を探しています

新規就農等で果樹を始める場合、木が生育し、収入を得られるようになるまで時間がかかります。農地もせっかく皆様が育てた農地を放置すると再び使えるようになるまで時間がかかります。また、昨今の社会情勢の影響で資材が高騰しており、新規就農者等が既存の施設を居ぬきで使えると非常にありがたいです。

そこで、新規就農者等が農業者のみなさんから園地や施設をそのまま引き継ぐ形の就農を促進できないかと考えております。引き受け手は新規就農者に限らず、規模拡大をお考えの農業者の方でも可能です。
周囲に 農地の引継ぎを検討している方がいらっしゃいましたら、農政課へ情報提供いただけると幸いです。

【お問い合わせ】 山形市農政課 就農・経営支援係（内線430）

令和6年度山形市農業塾受講者募集!!

■「山形市農業塾」について

水稻のドローンを活用したセンシング技術及び農業の基礎となる土づくりを学び、スマート農業と農業技術の組合せにより、安定収量や食味向上を目指し、農業経営の安定を図るための「山形市農業塾」を開催します。また、昨今の肥料高騰や気象変動にも対応する効果的な施肥によるコストの削減方法などをご紹介します。

その他、ご自身の圃場の土壌サンプルを提出いただき、分析・処方箋を基に次年度の対処法を学びます。

■研修内容(研修予定日)

- ① 10/31(木)「スマート農業(情報)利用による収益性の高い農業生産戦略」
～売上向上(単収向上)とコスト低減を同時に実現するための情報利用戦略を解説します～
- ② 11/21(木)「気象変動に負けない効果的な土づくり戦略」
～「気象変動に負けない」ために、基盤となる水田の土づくり戦略をお知らせします～
★土づくり・・・各自1点、圃場の土を提出いただきます。
- ③ 12/5(木)「みどりの食料戦略のための堆肥利用」
～みどりの食料戦略、肥料高騰時代に対応するための堆肥利用の戦略についてお伝えします～
- ④ 12/19(木)「令和6年度の稲作の総括と次年度の対策」
～令和6年の稲作を様々(気象、生育、技術等)な視点から評価し、
評価に基づいた次年度の改善策を一緒に考えていきます～

- 対象者 水稻栽培をメインとする市内農業者、農業法人など全4回受講できる方
- 募集人数 15名程度 ※先着順に定員まで受講生を決定します。
- 受講経費 無料。ただし会場までの交通費は受講者負担となります。
- 会場 山形市農業研修センター(山形市農業振興公社、山形市東古館145番地)
- 申込方法 令和6年10月18日(金)まで、下記受講申込書に必要事項を記入の上、
電話・FAX・Eメール等で山形市農政課へお申し込みください。
ドローンの購入活用をお考えの方は是非お申し込みください。

【お問合せ先】山形市農業振興協議会事務局(山形市農政課内)
TEL:023-641-1212 内線433 FAX:023-641-1865
E-mail:nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

山形市農業塾受講申込書

住所	〒		
氏名			
電話(携帯電話)		FAX	
E-mail			
スマート農業や土づくりに関しての考えや感じていること等があれば、自由に記入してください。			

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業を起点とした6次産業化の取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発や試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

○グリーン・ツーリズム推進事業

体験農場、観光農園、農家レストラン、産地直売所等が誘客拡大に取り組む場合に必要となる施設・設備等の整備に係る事業

2. 事業対象者 市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率と補助限度額

(1) ビジネスチャレンジ支援事業

①農業者等自ら取り組む場合 2/3 上限25万円

②商工業者等と連携する農業者等が取り組む場合 1/2 上限50万円

※ただし、重点的に活用を図るべき農畜産物を活用した場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、50万円を上限とする。

(2) 販路拡大支援事業 1/2 上限25万円

(3) グリーン・ツーリズム推進事業 1/3 上限50万円

※上記の事業について、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和6年8月30日(金)まで

【公募終了後のスケジュール】

外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、6次産業化の取り組みの実現性や創意工夫性などをポイントとして審査(書類審査、事業主体によるプレゼンテーションなど)を行います。意欲的な6次産業化の取り組みに対し、補助金交付対象事業として決定します。

※提出の前に、申請内容等について事前に担当にご相談下さい。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212 (内線435・455)

農業用ビニールハウスの強風被害対策について

近年、台風等の強風による農業用ビニールハウスへの破損被害が見受けられます。

被害予防への一環として、農業用ビニールハウスの点検を行いましょう。

【チェック項目】

被覆資材	被覆資材に破れや穴が空いていないか確認する。 ※破れや穴があったら拡大しないようテープ等で補修する。
ビニペット	ビニペットの緩み、外れ、腐食を点検し、被覆資材をしっかりと固定する。
ハウスバンド	アンカーやらせん杭等の点検を行うとともに、ハウスバンドの締め直し等を行う。

【対策】

①	ハウスバンド間隔を狭くして被覆資材のバタツキを防止するとともに、マイカー線やマイカードリ等を点検し、ハウスサイドからの風の流入を防止する。
②	強風で出入り口引き戸が移動したり外れたりしないよう固定し、出入り口からの風の流入を防止する。
③	ハウス周辺のもものが飛ばないように、できるだけ片づけておく。 ※強風の中での作業は危険を伴うので、日頃より気象情報に注意を払い、事前に安全性に配慮し、作業を行うようにしましょう。

セーフティネットに加入し、災害に備えましょう

十分な被害対策をおこなっていても、近年は予期せぬ災害が多発しています。

農業経営を維持・発展するためにも、農業者自らがリスクに対し必要な備えをすることが重要です。

園芸施設共済は、充実した補償内容で大切なハウスの万が一の被害にしっかりと備えられます。また、ハウス内の作物の被害には、施設内農作物の補償の追加や収入保険へ加入し災害に備えましょう。

詳細については、山形県農業共済組合本所 園芸部(TEL023-656-8978)にお問い合わせください。

農地の貸し借りの制度の

※「農サポやまがた」は やまがた農業支援センターの愛称です

農地中間管理事業 をご活用ください



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振り込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * 口座振替で賃料の支払いが便利です

農地中間管理事業の手数料について

◎令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を差し引いて支払いいたします	出し手・受け手それぞれ 0.75%	・農地バンク事業の賃貸借契約の際に、出し手農家・受け手農家それぞれから、毎年手数料のご負担をお願いします
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象となるものではありません ★実際の納付は令和7年11月からです	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を上乗せして納入いただきます	年間賃料が1万円の場合 手数料は75円	

◎手数料納付のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合の例)



詳しくは やまがた農業支援センター (023-631-0697) またはセンターのホームページをご覧ください